

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

August 2026



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- August 2026 -

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要

■ はじめに

台湾では、一定の土地や株式等の売却取引から生じる所得、台湾境内法人から受け取る配当など、法人所得税（営利事業所得税）が課されない所得があります。

それでは、こうした免税所得に関連して発生した原価や費用、損失は、法人所得税の計算上、どのように取り扱われるのでしょうか。財政部は、所得税法第24条第1項に基づき、「営利事業の免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定」を制定しています。この配賦規定は、営利事業者が法人所得税の免税もしくは課税停止の対象となる所得、または課税所得に算入されない所得を得た場合における、関連する原価・費用・損失の帰属及び配賦方法を定めるものです。

免税所得に関連する原価・費用・損失の計上方法は、課税所得の計算に直接影響を及ぼします。そのため、法人所得税の確定申告を行う際には、関連する原価・費用・損失の配賦規定について十分に留意し、申告誤りや税務上の争議が生じることのないよう対応することが重要です。

今月のJBS NEWSLETTERでは、免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定について、その制度趣旨及び具体的な計算方法、実務上の留意点を説明します。

■ 今回お伝えしたいポイント

- どのような免税所得が配賦規定の対象となるか
- どのような企業において費用の配賦が求められるか
- 販管費及び支払利息をどのように配賦するか
- 事業認定及び原価・費用・損失の帰属判定に関する実務上の留意点

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定について

法的根拠及び立法趣旨

免税所得に関連する原価・費用・損失が課税所得の計算上損金として計上されることを防ぐため、財政部は所得税法第24条第1項に基づき、「営利事業の免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定」(以下、配賦規定)を定めています。配賦規定は、課税所得と免税所得に対応する原価・費用・損失を適切に区分することにより、税負担の公平性を確保するとともに、収益と費用の対応関係を明確にするものです。

所得税法第24条第1項

営利事業所得の計算は、その年度の収入総額から各種原価、費用、損失及び租税公課を差し引いた後の純利益額を所得額とする。所得額の計算に課税所得及び免税所得が含まれる場合、これらに関連する原価・費用・損失は、直接かつ合理的に帰属を明確にできるものは個別に帰属させ、それ以外については合理的に配賦しなければならない。その配賦方法は、財政部が定めるものとする。

配賦規定の適用範囲

配賦規定第2条により、以下の免税所得、課税停止所得または課税対象とされない所得については、当該所得に対応する原価・費用・損失を配賦する必要があります。

1. 所得税法第4条第1項第16号の規定に基づき、所得税が免除される土地取引所得(注1)
2. 所得税法第4条の5第1項第2号から第4号の規定に基づき、所得税が免除される土地及び土地改良物の取引所得(注2)
3. 所得税法第4条の1の規定に基づき、課税が停止される証券取引所得
4. 所得税法第4条の2の規定に基づき、課税が停止される先物取引所得
5. 所得税法第42条の規定に基づき、課税所得に算入されない配当または剰余金(注3)

前項各号に定めるもの以外の免税所得については、これに関連する原価・費用・損失を個別に識別し、その帰属を明確にしなければなりません。個別に識別して帰属を明確にすることができない場合には、合理的な方法により配賦するものとされています。

注1: 2015年12月31日以前に取得した土地を譲渡したことにより生じる所得を指す(旧所得税制度が適用されるもの)。

注2: 農業発展条例に基づき土地増値税の非課税適用を受ける土地、収用された土地または収用前の協議により買収された土地及び土地改良物、ならびに公共施設保留地を指す。

注3: 台湾境内の営利事業者への投資により受け取る配当または剰余金を指す。

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



間接費用の配賦要否の判断ポイント

間接費用の配賦が求められる事業

配賦規定第3条及び第4条の規定によれば、営利事業者の免税所得に係る原価・費用・損失の配賦方法は、営利事業者が「不動産、有価証券または先物取引の売買を主たる事業としているか否か」によって異なります。

不動産・有価証券・先物取引を主たる事業としているか	該当する	該当しない
個別に帰属させることができる原価・費用・損失	個別に帰属させて計上し、その発生年度において各免税所得から控除しなければなりません。	
個別に帰属させることができない原価・費用・損失	間接費用の配賦が必要 個別に帰属させることができない販管費及び支払利息については、配賦規定に基づき、免税所得に対応する配賦額を算定する必要があります（詳細は次ページ参照）。	原則、間接費用の配賦は不要 ただし、旧所得税制度の対象となる土地のうち、有形固定資産に分類されない土地または土地改良物を保有している場合は例外となり、配賦規定に基づき、配賦対象となる支払利息を算定する必要があります。

■ 大法官解釈

司法院大法官解釈第420号の趣旨によれば、営利事業者が有価証券の売買を事業としているか否かは、会社登記や商業登記上の事業目的によって判断されるものではなく、経済的実態、すなわち実際の事業活動の状況に基づいて判断されます。

解釈 第420 号

租税に関する法令の解釈は、租税法律主義の精神に従い、当該法令の立法趣旨を踏まえて経済的意義及び実質課税の公平の原則を総合的に考慮して行われるべきである。行政法院が1992年10月14日に開催した庭長・評事聯席会議において、「投資奨励条例第27条にいう『有価証券の売買を事業としない者』に該当するか否かは、営利事業者の実際の営業実態に基づいて判断すべきである」との見解が示されている。会社登記または商業登記上の営業項目に投資業務が含まれていない、もしくは登録された投資範囲に有価証券の売買が含まれていない場合であっても、実際には大規模な有価証券売買を行い、営業外収益が営業収益を大幅に上回っている場合は、有価証券売買を主たる事業としていることが認められ、「有価証券の売買を業としない者」とはならない。したがって、これを証券取引所得税の課税停止の適用対象外とする取扱いは、前述の原則に沿うものであり、投資奨励条例第27条の規定にも反するものではなく、憲法第19条の租税法律主義に抵触するものではない。

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



間接費用の具体的な配賦方法

販管費及び支払利息の配賦方法

不動産、有価証券または先物取引の売買を主たる事業としている場合、課税所得及び前述の各種免税所得の計算において、直接かつ合理的に帰属させることができる原価・費用・損失については、個別に帰属させて認識する必要があります。一方、直接かつ合理的に帰属させることができない販管費や支払利息については、それぞれの免税収入に配賦すべき金額を計算する必要があります。これには、例えば、業務ごとに明確な区分が難しいバックオフィス部門で発生する間接費用などが含まれます。

■ 販管費の配賦方法

事業主管機関の規制により部門別に事業運営を行い、部門別損益計算を行っている場合	部門別運営を行っていない場合、または部門別損益計算を行っていない場合
1. 間接費用の各部門への配賦 販管費の性質に応じて、各部門の営業収益、給与額、従業員数またはオフィス使用面積等を配賦基準として選択し、各部門へ配賦します。配賦基準を選定していない場合は、各部門の営業収益を基準として配賦するものとされます。なお、一度選定した配賦基準は変更することはできません。	各免税所得の純額 $\frac{\text{営業収益純額の合計} + \text{営業外収益}}{\text{営業収益純額の合計} + \text{営業外収益}}$
2. 部門間接費用の課税／免税の区分 $\text{1.で算定した部門間接費用配賦額} \times \frac{\text{部門免税所得}}{\text{部門課税所得} + \text{部門免税所得}}$	



販管費の配賦計算例

A社(不動産売買を主たる事業としており、部門別運営は行っていない)が、旧制度適用の建物及び土地を売却しました。課税対象となる建物売却収入は300万台湾元(以下、単位同様)、土地売却収入は700万、土地売却原価は100万であり、土地増値税30万を計上しています。また、個別に帰属させることができない販管費が200万発生しています。この場合、A社の免税所得に係る配賦割合及び土地譲渡に係る免税所得はいくらになるでしょうか。

- 免税所得の配賦割合 =
$$\frac{700\text{万(免税の土地譲渡収入)}}{300\text{万(課税の建物売却収入)} + 700\text{万(免税の土地譲渡収入)}} = 70\%$$
- 土地譲渡に係る免税所得 =
$$700\text{万(土地売却収入)} - 100\text{万(土地売却原価)} - 30\text{万(直接帰属する土地増値税)} - 200\text{万} \times 70\%(直接帰属できない販管費を配賦) = 430\text{万}$$

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



間接費用の具体的な配賦方法(続)

■ 支払利息の配賦方法

受取利息≧支払利息	受取利息<支払利息(受取利息が支払利息を下回る場合)
支払利息の全額を課税所得から控除することができる	支払利息の配賦額は、以下の資産の取得に充当された月平均運用資金が総運用可能資金に占める割合に、利息収支差額を乗じることで算定されます。 ➤ 旧所得税制度の対象となる土地のうち、有形固定資産に分類されない土地及び土地改良物 ➤ 有価証券 ➤ 先物取引 計算式: - 運用資金比率 = $\frac{\text{月平均運用資金}}{\text{総運用可能資金(注1)}}$ - 配賦対象支払利息 = 利息収支差額(注2) × 運用資金比率

注1: 総運用可能資金には、自己資金(資本総額から固定資産純額及び差入保証金を控除した金額であり、当該金額がマイナスとなる場合はゼロとする)及び借入資金(借入金、株主借入金等を含む)が含まれます。

注2: 「利息収支差額」における支払利息には、有形固定資産に分類される土地または土地改良物の取得に直接帰属する支払利息は含まれません。



支払利息の配賦計算例

B社(不動産売買を事業としており、部門別運営は行っていない)は、X1年1月1日に旧制度が適用される土地を1筆取得し、取得原価は1,200万台湾元(以下、単位同様)でした。その後、同年11月1日に当該土地を全て売却しました。当年度におけるB社の自己資金は500万、借入資金は1,500万、支払利息は200万、受取利息は20万です。この場合、B社の運用資金比率及び免税所得に配賦すべき支払利息額はいくらでしょうか。

$$1. \text{運用資金比率} = \frac{1,200\text{万} \times 10/12 (\text{取得資産に係る月平均運用資金})}{500\text{万} (\text{自己資金}) + 1,500\text{万} (\text{借入資金})} = 50\%$$

$$2. \text{免税所得に配賦される支払利息額} = 180\text{万} (\text{利息収支差額}) \times 50\% (\text{運用資金比率}) = 90\text{万}$$

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



間接費用の具体的な配賦方法(続)

売却状況に応じた支払利息の配賦額の取扱い

営利事業者が前述の旧所得税制度の対象となる土地のうち、有形固定資産に分類されない土地及び土地改良物、有価証券または先物を取得し、前ページの規定に基づき運用資金比率により免税所得に配賦される支払利息を計算した場合、その後の売却形態に応じて税務上の取扱いが異なることとなります。

形態	計算方法
全部売却	売却年度において、当該免税所得から控除する(前ページの設例参照)
一部売却	売却済み部分と未売却部分の原価割合に基づいて計算する。 - 売却済み部分: 売却年度の費用として処理する。 - 未売却部分: 繰延費用として計上し、各対象資産の売却時に、当該売却年度の費用として認識する。 例外: 当該資産の運用により課税所得が生じている場合には、その課税所得の範囲内で費用として計上することができ、当年度の課税所得額の計算上控除することが認められる。
全部未売却	繰延費用として計上し、各対象資産の売却に対応して、売却年度の費用として認識する。 例外: 上記の未売却の土地、土地改良物、有価証券または先物取引について、その運用により課税所得が生じた場合には、当該課税所得の範囲内で費用として計上することができ、当年度の課税所得の計算上控除することが認められる。

売却済み部分

売却年度の費用として認識する。

全部
売却

一部
売却

全部
未売却

未売却部分

原則として繰延費用として計上する。

例外については上表参照。

台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要

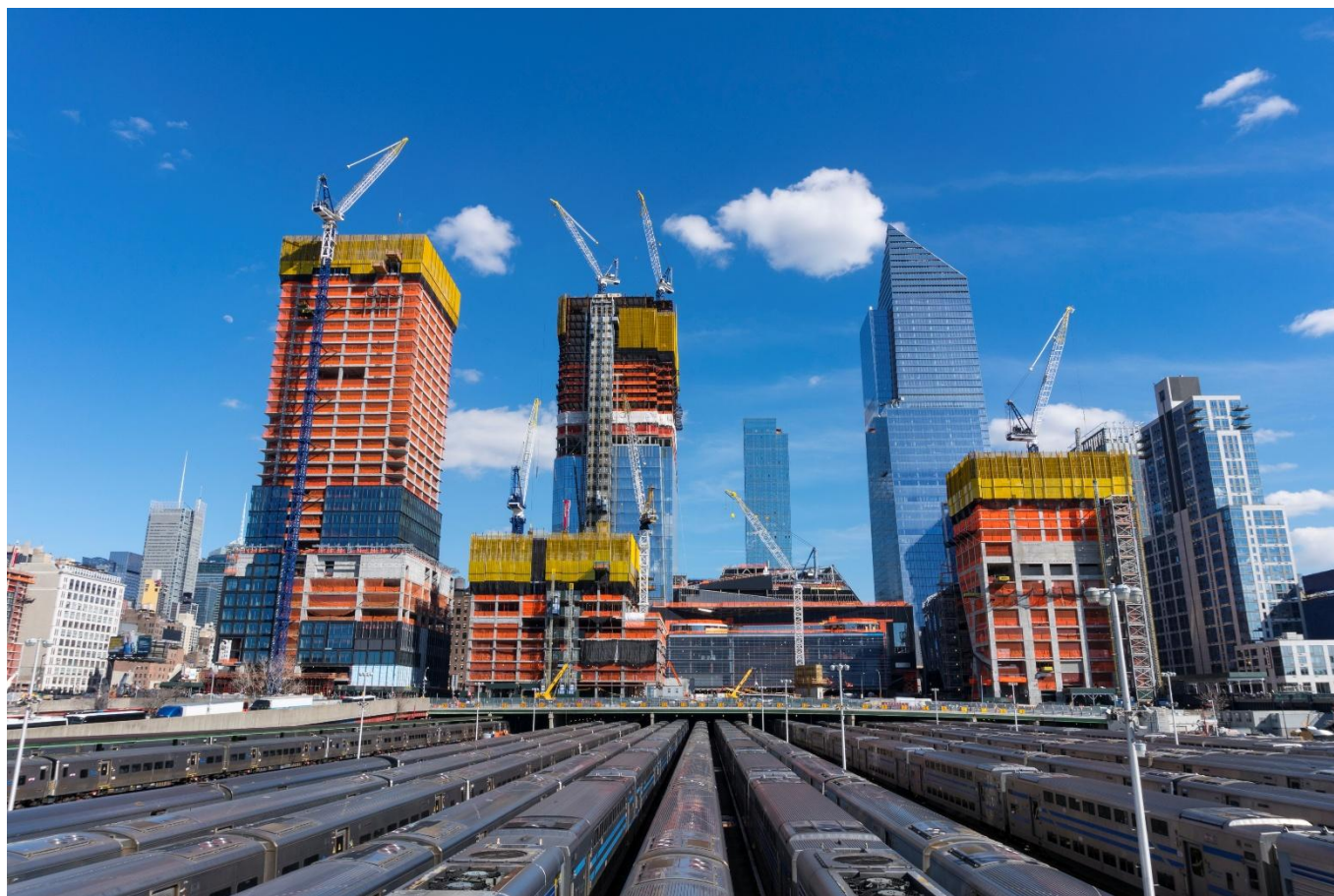


不動産・有価証券・先物取引を主たる事業としない営利事業における配賦方法

不動産、有価証券または先物取引の売買を主たる事業としていない企業については、免税所得に直接かつ合理的に帰属させることができる原価、費用、支払利息または損失については、その発生年度において各免税所得から控除しなければなりません。

一方、原則として、直接かつ合理的に帰属させることができない販管費及び支払利息については、配賦規定に基づく配賦は不要とされています。

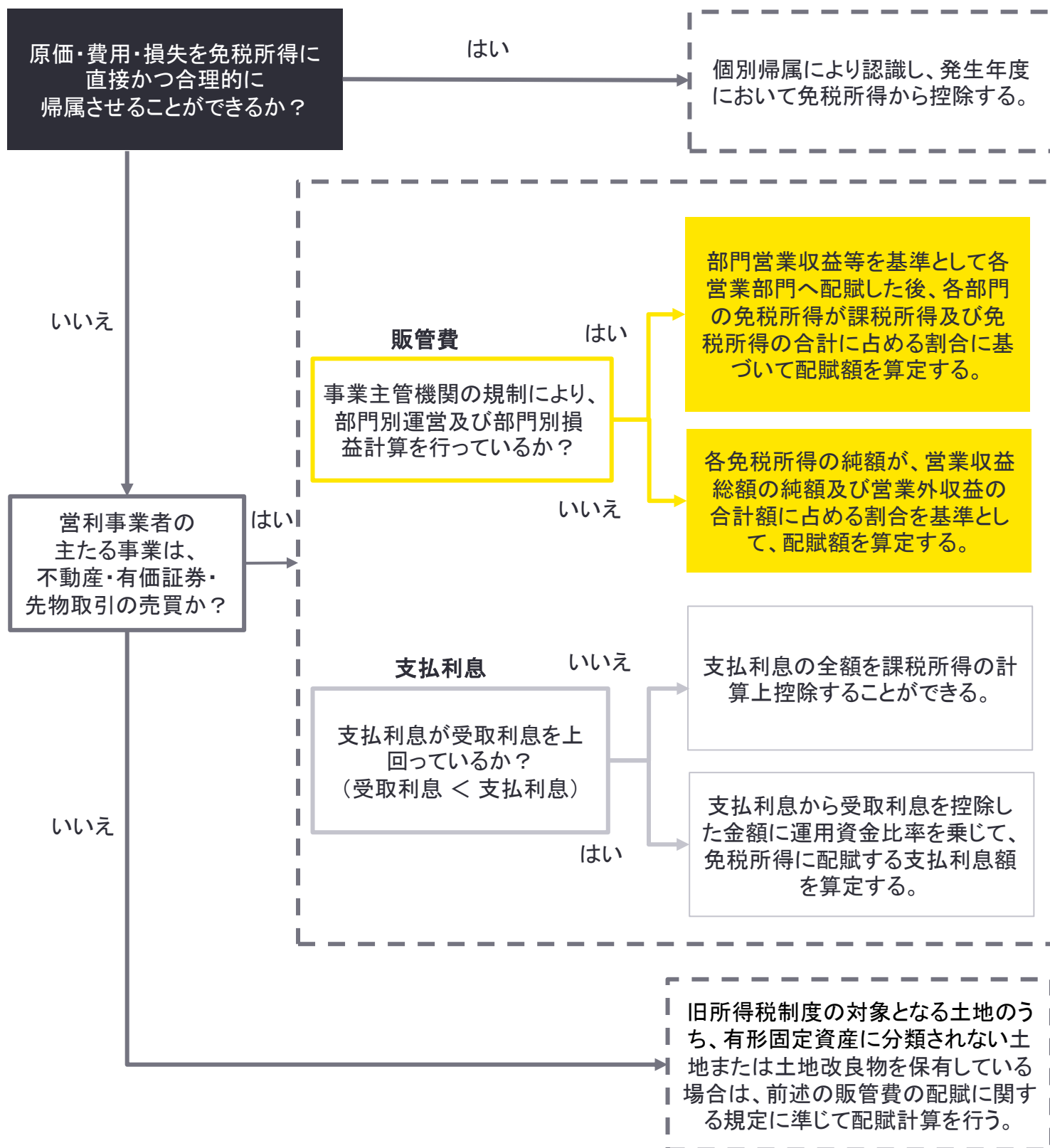
ただし、旧所得税制度の対象となる土地のうち、有形固定資産に分類されない土地または土地改良物を保有している場合には注意が必要です。このような土地に関しては、例外として未売却部分に係る支払利息は繰り延べられ、売却時において配賦規定に従い、支払利息を合理的方法により免税となる土地譲渡所得へ配賦する必要があります(免税所得のマイナス項目として処理します)。



台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



免税所得に係る原価・費用・損失の配賦要否に関する簡易判定フロー



台湾の法人所得税における免税所得に係る原価・費用・損失の配賦規定の概要



実務上の留意点について

■ 事業認定に関する実務上の留意点

「不動産・有価証券・先物取引の売買を主たる事業としている」と認定されるかどうかは、免税所得に係る費用配賦の計算方法に大きな影響を与えます。そのため、証券業や金融業など、明らかに配賦規定の適用対象となる業種に限らず、実務上、有価証券の売買を頻繁かつ大量に行った結果、営業外収益が営業収益を大幅に上回るような営利事業者（例えば、持株会社やベンチャーキャピタルなど）については、主管機関から「不動産・有価証券・先物取引の売買を事業とする者」に該当すると認定され、免税所得に係る費用配賦を求められる可能性があります。したがって、このような企業においても、本配賦規定の適用関係について十分に留意する必要があります。

■ 原価・費用・損失の帰属判定に関する実務上の留意点

関連する原価・費用・損失が「個別に帰属させることができない費用」に該当し、配賦の対象となるか否かについても、実務上では重要な審査ポイントの一つとなっています。

例えば、課税所得に係る費用として処理した原価・費用・損失について、税務当局から、課税所得と免税所得の双方に関連し個別に帰属させることができない費用に該当すると指摘されるケースもあります。その場合、配賦規定に基づく費用配賦が求められ、課税所得から控除できる原価・費用・損失が減額される結果、課税所得の計算に影響を及ぼす可能性があります。

このため、営利事業においては、関連する費用の帰属判定及び配賦計算を行う際には、その妥当性について十分に検討した上で申告を行うことが重要です。

■ 最後に

本稿では、配賦規定の概要についてご紹介しました。実務上、配賦方法の判定には複数の観点からの検討が必要となるほか、その計算も複雑となる傾向にあることから、法人所得税の申告に際して、関連規定の適用関係及び計算方法の妥当性について慎重に検討することが重要です。

本稿の内容に関してご不明な点やご質問等がございましたら、どうぞお気軽に当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までお問い合わせください。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

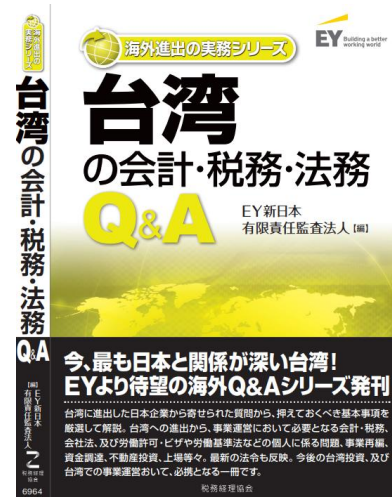
発行月	タイトル
2026年7月	台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介
2026年6月	台湾拠点でも起こりうる不正取引 海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎
2026年5月	台湾の租税優遇と日台で求められるミニマムタックス
2026年4月	外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新 規定と留意事項
2026年3月	組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～
2026年2月	租税協定における事業所得の免税にかかる実務と留意点
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、
またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について

これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している企業に向けて、EY台湾より「台湾投資ガイド(日本語・中文)」、およびEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』(税務経理協会)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、ともに最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2026年7月23日 2026年7月21日	台北(WEB同時配信) 台中	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2026年6月5日	台北(WEB同時配信)	日系企業向け不正リスク対応セミナー
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
Anna.Tsai@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
Ben.Wu@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
Jimmy.HW.Sun@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
Richard.Yeh@tw.ey.com

林楷 執業會計師
03 621 2868
Kai.Lin@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2728 8867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 7756 6884
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 7756 9032
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14009518
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報入手できます。二次元バーコードをご利用ください。

